

## 奈良市物品購入等条件付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の買入れ又は製造の請負（以下「物品購入等」という。）に係る条件付一般競争入札を適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項又は第167条の5の2の規定により入札参加者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めたものをいう。

(対象案件)

第3条 条件付一般競争入札の対象となる物品購入等は次のいずれかに該当するものとする。ただし、緊急性を伴う物品購入等、その他一般競争入札に適さない物品購入等は、この限りではない。

- (1) 予定価格が2千万円以上の物品の買入れ、又は予定価格が1億5千万円以上の製造の請負
- (2) 市長が特に必要と認めるもの

(入札参加資格)

第4条 市長は、次の各号のすべてに該当するものでなければ条件付一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領に基づく業者登録名簿に登録されていること。
- (3) 当該物品購入等に係る営業に関し、免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(入札公告)

第5条 市長は、条件付一般競争入札を実施しようとするときは、奈良市契約規則第2条に定めるところにより公告を行うものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定された申請期間内に市長に申請し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を申請者に書面で通知するものとする。
- 3 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、書面により市長に異議の申出をすることができる。この場合において、市長は、速やかに異議の申出に対して回答するものとする。

(入札の執行)

第7条 条件付一般競争入札の執行については、奈良市建設工事等入札執行要領に準じて行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者は、予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額）の範囲内において、最低の価格で入札をした者とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、条件付一般競争入札の執行に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。